

千葉県乳幼児口腔保健指導事業実施要領

1 目的

保育所（園）、幼稚園、認可外保育施設等（以下「保育施設」という）の乳幼児の歯及び口腔の健康保持増進に必要な基本的な生活習慣の確立を通じて生涯にわたる口腔及び全身の健康づくりを推進する。

2 事業方針

日常、幼児に接し、直接の指導者である保育施設の職員に対し、口腔保健に関する意識の向上を図り、幼児の口腔の健康づくりに寄与する。

また、保育施設職員を通して幼児の口腔保健に対する保護者の意識の向上を図る。

3 対象者

本事業は保育施設の職員を対象とする（職員を通して幼児の口腔の健康の向上を図る）。

4 事業内容

中央講習会

（主催）

健康推進課

（内容）

- 講演
- 健診実績報告
- 刷掃指導効果判定についての概況報告等

地域歯科保健連絡会

（主催）

各区保健福祉センター健康課

（内容）

- 歯科保健活動に関するテーマについての検討会
- 歯科保健に関する勉強会等
- 顎模型の貸し出し

5 各保育所等における口腔保健活動

中央講習会、地域歯科保健連絡会を受講した保育施設職員が口腔保健活動を実践する。

健康推進課・保健福祉センター健康課は、保育施設での口腔保健活動が円滑に実施されるよう支援する。

6 評価体制の確立

実施した事業の効果について客観的に評価し、事業の充実に役立てる。

この実施要領は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。